

データ項目（公衆無線LANアクセスポイント一覧）				
項目No.	項目名	説明	形式	記入例
1	都道府県コード又は市区町村コード	情報の管理主体である地方公共団体の都道府県コード又は市区町村コードを記載。※記載方法については【共通ルール】を参照。	文字列（半角数字）	423084
2	NO	情報の管理主体である地方公共団体内でデータが一意に決まるよう、NOを設定し記載。※記載方法については【共通ルール】を参照。	文字列（半角数字）	0000022200
3	都道府県名	情報の管理主体である地方公共団体名について、都道府県名を記載。	文字列	長崎県
4	市区町村名	情報の管理主体である地方公共団体名について、市区町村名を記載。都道府県については記載不要。	文字列	時津町
5	名称	公衆無線LANの設置場所の通称や建物等の名前を記載。	文字列	〇〇博物館
6	名称_カナ	公衆無線LANの設置場所の通称や建物等の名前をカナで記載。※記載方法については【共通ルール】を参照。	文字列（全角カナ）	〇〇ハクブツカン
7	名称_英語	公衆無線LANの設置場所の通称や建物等の名前を英語で記載。	文字列（半角英数字）	〇〇Museum
8	住所	公衆無線LANの設置場所の住所を記載。※記載方法については【共通ルール】を参照。	文字列	長崎県西彼杵郡時津町浦郷〇-〇
9	方書	公衆無線LANの設置場所の住所の方書を記載。	文字列	〇〇ビル1階
10	緯度	公衆無線LANの設置場所の緯度を記載。※記載方法については【共通ルール】を参照。	文字列（半角文字）	32.828706
11	経度	公衆無線LANの設置場所の経度を記載。※記載方法については【共通ルール】を参照。	文字列（半角文字）	129.84851
12	設置者	公衆無線LANの設置組織を記載。	文字列	〇〇町
13	電話番号	公衆無線LANの設置施設の連絡先（電話番号）を記載。※記載方法については【共通ルール】を参照。	文字列（半角文字）	(00)0000-0000
14	内線番号	公衆無線LANの設置施設の連絡先（内線番号）を記載。※記載方法については【共通ルール】を参照。	文字列（半角数字）	00000
15	SSID	公衆無線LANのSSIDを記載。	文字列（半角文字）	xxxxx_free_wifi_01
16	提供エリア	公衆無線LANの設置施設の施設内の提供エリアを記載。	文字列	玄関ホール
17	URL	公衆無線LANの設置施設のWebサイトのURLを記載。	URI	http://www.ooo.lg.jp/abc.html
18	備考	特記事項があれば記載。（利用条件等）	文字列	災害時のみ使用可能

【データ項目特記事項】

＜記載方法についての共通ルール＞

- ・特別な記載ルールがない限り、英数字は半角文字とする。
- ・特別な記載ルールがない限り、カタカナは全角文字とする。
- ・ローマ数字（「Ⅰ」、「Ⅱ」等）や、丸数字（「①」、「⑥」等）、1文字に複数の文字が含まれる組文字（「機」、「職」、「野」、「mi」等）のようにシステム環境に依存する文字については使用不可。

＜データ項目毎の共通ルール＞

ID項目（該当データ項目：市区町村コード,NO）
<p>●入力形式について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「都道府県コード又は市区町村コード」の入力形式 半角数字6桁で記載。桁数に満たない場合には、先頭0埋めとする。</li> <li>・「NO」の入力形式 半角数字10桁で記載。桁数に満たない場合には、先頭0埋めとする。</li> </ul> <p>●ID採番・運用ルール等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「NO」の採番ルール 各データセット内で重複がないよう、地方公共団体内において任意に採番。 ただし同データセット内において、現在削除されたデータに付与されていたものも含め、過去に使用された「NO」は使用不可。</li> <li>・「NO」の継続使用ルール データセットの名称等が変更の際、データセットの内容に変更がない場合には、「NO」は継続使用する。 例：毎年同一区域の人口データを公開する際には、データセット名が変わっても同一区域の人口には毎年同じ「NO」を使用する。</li> <li>・データの廃止ルール データセットより「市区町村コード」、「NO」を含め、完全削除。</li> </ul>
カナ項目（該当データ項目：名称 カナ,介護サービス事業所名称 カナ,イベント名 カナ）
「ー」を記載する場合は全角ハイフンではなく全角長音を使用する。
緯度・経度
「行政データ連携標準」（※下記参考URLの政府CIOポータル - 標準ガイドライン群 - 行政データ連携標準ガイドブックを参照）の「地理座標」の記載ルールに則り記載。 参考URL：https://cio.go.jp/guides
電話番号項目（該当データ項目：電話番号,連絡先電話番号,FAX番号,営業所電話番号）
「行政データ連携標準」（※下記参考URLの政府CIOポータル - 標準ガイドライン群 - 行政データ連携標準ガイドブックを参照）の「電話番号【1 電話番号】」の記載ルールに則り記載。但し、複数の番号の併記は不可。 参考URL：https://cio.go.jp/guides
内線番号項目（該当データ項目：内線番号,連絡先内線番号）
「行政データ連携標準」（※下記参考URLの政府CIOポータル - 標準ガイドライン群 - 行政データ連携標準ガイドブックを参照）の「電話番号【2 内線】」の記載ルールに則り記載。但し、複数の番号の併記は不可。 参考URL：https://cio.go.jp/guides
住所（該当データ項目：住所,営業所所在地）
「行政データ連携標準」（※下記参考URLの政府CIOポータル - 標準ガイドライン群 - 行政データ連携標準ガイドブックを参照）の「住所【1 住所全体を文字で管理する場合】」の「1.1 1個のデータ項目で管理する場合」の記載ルールに則り記載。 参考URL：https://cio.go.jp/guides

※本データ項目定義書については、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が政府CIOポータルにて公開している「推奨データセット項目定義書」を引用・変更しています。